

参 考 資 料

[環 境]

- 参考資料 1 国土利用の規制権限等の移譲（答申 1）・・・ 1
- 参考資料 2 人工林資源の一体的な管理体制の構築
（答申 2）・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 参考資料 3 森林関係審議会の統合（答申 3）・・・・・・・・・・ 27
- 参考資料 4 廃棄物処理法に基づく権限の移譲（答申 4）・・・ 32

[観 光]

- 参考資料 5 北海道観光振興特区（おもてなし特区）・・・・ 45
- 参考資料 6 特定免税店制度の創設（答申 5）・・・・・・・・・・ 46
- 参考資料 7 国際観光振興業務特別地区の設定（答申 6）・・・ 55
- 参考資料 8 企業立地促進法に基づく権限の移譲（答申 7）・・・ 69
- 参考資料 9 外国人人材受入れの促進（答申 8）・・・・・・・・・・ 74
- 参考資料 10 地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大
（答申 9）・・・・・・・・・・・・・・ 77

[地方自治]

- 参考資料 11 町内会事業法人制度の創設（答申 10）・・・・・・ 85
- 参考資料 12 法定受託事務の自治事務化（答申 11）・・・・・・ 100

農地転用や開発行為の許可等（個別の土地に関する制限）に関する国の関与の例

区分	都市計画法	農業振興法	農地法		森林法			自然公園法	自然環境保全法	
			農地転用の許可 (§ 4①)	転用目的の権利移動 (§ 5①)	民有林内の開発行為の許可 (§ 10の2①)	保安林の指定・解除等				
内容	都市計画区域内の開発行為の許可 (§ 29①)	農用地区域内 の開発行為の許可 (§ 15の2①)				1～3号保安林		4号以下保安林 (§ 25の2.26の2)	都道府県立自然公園での開発行為の許可 (§ 60①)	都道府県自然環境保全地域内の行為制限 (§ 46①)
						重要流域 (§ 25,26)	左以外 (§ 25の2.26の2)			
許可権者	都道府県知事 市町村長*1	都道府県知事	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事 農林水産大臣	都道府県知事	農林水産大臣	都道府県知事 (1号受託)	都道府県知事	都道府県	都道府県
国の関与等の態様	許可		農林水産大臣 (4 ha 超) (§ 4①)	農林水産大臣 (4 ha 超) (§ 5①)		農林水産大臣 (§ 25,26)				
	協議+同意						農林水産大臣 (§ 26の2 解除)	農林水産大臣 (§ 26の2 解除)		
	大臣が同意するに際し協議									
	協議			農林水産大臣 (2 ha 超) (附則 § 2)	農林水産大臣 (2 ha 超) (附則 § 2)					
	協議を受けた大臣が協議									
	助言・勧告									
報告										

*1：政令指定都市、中核市、特例市は全ての許可。特例条例で権限委譲した市町村については § 34⑩を除く。
 ※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例（方針・マスタープラン）

区分	国土利用計画法	都市計画法	農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法	
内容	土地利用基本計画の決定・変更 （§9①④）	都市計画地域の整備・開発及び保全の方針 （§6の2①）	都道府県農振地域整備基本方針の策定 （§4①）	地域森林計画の策定・変更 （§5①）	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 （§60①）	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張 （§45①）	
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	
国の関与等の様	協議+同意	国土交通大臣 （§9⑩）	国土交通大臣 （§18③）	農林水産大臣 （農用地確保位置・規模） （§4⑤）	農林水産大臣 （保安林整備造林面積等） （§6⑤）		
	大臣が同意するに際し協議	関係行政機関の長 （§9⑫）	農林水産大臣 （§23①）				
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣 （§23②③）				
	協議		農林水産大臣 （国交大臣同意のときを除く） （§23①）	農林水産大臣 （§4⑤）	農林水産大臣 （§6⑤）	関係地方行政機関の長 （§66①）	環境大臣 （§49①）
	協議を受けた大臣が協議			関係行政機関の長 （§4⑥）			関係行政機関の長 （§49②）
	助言・勧告			農林水産大臣 （§4④勧告）		環境大臣 （§67②）	環境大臣 （§50②）
	報告			農林水産大臣 （§6⑥報告）	農林水産大臣 （§6⑥）	環境大臣 （§67①）	環境大臣 （§50①）

※国の全ての関与を記載しているものではない。

土地利用の区域等の決定に関する国の関与の例

区分	都市計画法			農業振興法	森林法	自然公園法	自然環境保全法	
	都市計画区域の指定・変更 (§5①)	区域区分 (§7①)	地域地区、地区計画等 (§8①、12の5①) 広域の見地から決定すべき地域地区等 (§15①)	都道府県農振地域整備基本方針の策定 (§4①)	地域森林計画の策定・変更 (§5①)	都道府県立自然公園特別地域の指定・拡張 (§60①)	都道府県自然環境保全地域特別地区の指定・拡張 (§45①)	
決定権	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	
国の関与等の様	協議+同意	国土交通大臣 (§5③)	国土交通大臣 (§18③)	国土交通大臣 (§18③)	農林水産大臣 (農用地確保位置・規模) (§4⑤)	農林水産大臣 (保安林整備造林面積等) (§6⑤)		
	大臣が同意するに際し協議		農林水産大臣 (§23①)					
	協議を受けた大臣が意見聴取		経産、環境、厚労大臣 (§23②③)					
	協議		農林水産大臣 (国交大臣同意のときを除く) (§23①)		農林水産大臣 (§4⑤)	農林水産大臣 (§6⑤)	関係地方行政機関の長 (§66①)	環境大臣 (§49①)
	協議を受けた大臣が協議				関係行政機関の長 (§4⑥)			関係行政機関の長 (§49②)
	助言・勧告				農林水産大臣 (§4④勧告)		環境大臣 (§67②)	環境大臣 (§50②)
報告				農林水産大臣 (§6⑥報告)	農林水産大臣 (§6⑥)	環境大臣 (§67①)	環境大臣 (§50①)	

※都市地域/都市計画法については都市施設(道路、公園、下水道等)を除く。
 ※国の全ての関与を記載しているものではない。

【農地法第4条第2項(農地転用許可基準)】

農地法(第4条)	農地法施行令	農地法施行規則
<p>2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>第一条の十 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。</p>	<p>第五条の二 令第一条の十第一項第二号イの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設</p> <p>二 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設</p> <p>三 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設</p> <p>四 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地にあつては、敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。)</p>

「農地転用許可基準の制定について」(S34. 10. 27)

(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係)

第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い

3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不相当と認められる場合は許可することができるものとする。

(2) 農業経営の合理化、農業生産力の増強若しくは農家経済の改善に資する施設、農産物の加工施設又は農村の道路水路等を建設する場合

(3) 農家の安定的な就業機会の確保又は都市と農村の交流の円滑化等に資する施設を建設する場合

(8) 農村集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合又は集落の生活環境の改善に資する施設を建設する場合

ロ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。

第五条の三 令第一条の十第一項第二号ロの農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設（令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。）とする。

- 一 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの
- 二 火薬庫又は火薬類の製造施設
- 三 その他前二号に掲げる施設に類する施設

ハ 申請に係る農地を調査研究、土石の採取その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

第五条の四 令第一条の十第一項第二号ハの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）
- 二 土石その他の資源の採取
- 三 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

- 四 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの
 - イ 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - ロ 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であ

(5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(6) 試験研究、学術調査等を実施する場合

[再掲] (5) 精神病院、火薬倉庫等の如く市街地の近傍に立地することが望ましくない施設又は採石、養殖場等の如く、その利用すべき資源の関係からその位置が制約される施設を建設する場合

(9) 重要産業の施設の建設で、次の(a)又は(b)のいずれかの条件に該当するもの
(a) 当該農地が生産条件の悪い農地又は第3種農地若しくは市街地の近傍にある農地であり、かつ、用排水、原料既存施設、港湾造成、既存引込線等の関係から当該農地を選定したこと。
(b) 原料を地下資源等に求める場合であって、その位置が制約されると認められること。

(10) 一般国道等の沿道において当該道路に接続して流通業務施設等を建設する場合

つて自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね三百メートル以内の区域

五 既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積を超えないものに限る。)

六 法第四条第二項第一号口又は第五条第二項第一号口に掲げる土地に係る法第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の許可又は法第四条第一項第五号若しくは第五条第一項第三号の届出に係る事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設(令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地に設置されるものに限る。)

(12) 既存施設の拡張を行う場合

(13) 前号各号の一に該当する場合に欠くことのできない道路、電線路等の施設を建設する場合

二 (略)

第五条の五 (略)

ホ 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるもの用に供するために行われるものであること。

第五条の六 令第一条の十第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号及び第七号に該当するものに関する事業にあつては、令第一条の十二又は第一条の二十に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成

三 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十四条第一項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第九条第三項に規定する勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第十条第一項若しくは第二項に規定する命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

四~十一 (略)

(第2章 許可方針・第1節 農業以外の土地利用計画との関係)

第2 農業以外の土地利用計画との調整を要しない地域の取扱い

3 第1種農地を対象とする農地の転用は原則として許可しないものとする。ただし、下記に掲げる場合等で第3種農地又は第2種農地に立地することが困難であるか又は不相当と認められる場合は許可することができるものとする。

(1) 土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用できると定められている事業の用に供する場合

(4) 森林法第25条に掲げられた目的(保安林)に供する場合

(7) 地すべり等防止法による関連事業計画に基づき、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の勧告等を受けて家屋を建設する場合

	<p>へ (略)</p>	<p>第五条の七～第五条の八 (略)</p>
	<p>2 (略)</p>	
<p>一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合</p>		
<p>イ (略)</p>		
<p>ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)</p>	<p>第一条の十一 法第四条第二項第一号ロの良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるものは、次に掲げる農地とする。</p> <p>一 おおむね二十ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地</p> <p>二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農地の造成その他の農林水産省令で定めるもの(以下「特定土地改良事業等」という。)の施行に係る区域内にある農地</p> <p>三 傾斜、土性その他の自然的</p>	<p>第五条の九 令第一条の十一第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしている事業とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)であること。 イ 農業用排水施設の新設又は変更 ロ 区画整理 ハ 農地又は採草放牧地の造成(昭和三十五年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。) ニ 埋立て又は干拓 ホ 客土、暗きよ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業</p> <p>二 次のいずれかに該当する事業であること。 イ 国又は地方公共団体が行う事業 ロ 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 ハ 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二号)に基づき地方公共団体から資金の貸付けを受けて行う事業 ニ 公庫から資金の貸付けを受けて行う事業</p>

<p>(第1章・総則) 第4 農地の区分 2 第一種農地</p>
<p>農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資(旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害(石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。)復旧事項及び農用地防災事業を除く。)の対象となった農地又は集団的に存在している農地。ただし、第二種農地又は第三種農地に該当するものを除く。</p>

条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると思われる農地

第一条の十二 (略)

一 (略)

第五条の十 (略)

二 (略)

第五条の十一 (略)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

第一条の十三 法第四条第二項第一号口(1)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。

一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域

第五条の十二 令第一条の十三第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一 水管、下水道管又はガス管が埋設されている道路(幅員四メートル以上の道及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第五条の四第四号口に規定する道路及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。

二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。

イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
 口 第五条の四第四号口に規定する道路の出入口
 ハ 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。)

ニ その他イからハまでに掲げる施設に類する施設

二 宅地化の状況が農林水産省令で定める程度に達している区域

第五条の十三 令第一条の十三第二号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

一 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公

(第1章 総則)
 第4 農地の区分

4 第3種農地

(2) ガス若しくは上水道の施設又は下水道の整備している地区内にある農地

(3) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所、高速自動車国道のインターチェンジ又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から至近距離にある地域内の農地

(4) 市街地の中に介在する農地

		<p>共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。</p> <p>二 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えていること。</p> <p>三 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が図つたものに限る。）。)</p>	<p>(5) 街路に囲まれた区画で、その区画の総面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるもののうちにある農地</p> <p>(6) 旧自作農創設特別措置法第5条第四号の指定（都市計画法による土地区画整理を施行した土地等で買収除外の指定）のあった区域内にある農地及び農地法第7条第1項第四号の規定によつて指定（近く農地以外のものとするを相当とするものの指定）を受けた農地</p> <p>(1) 土地区画整理事業施行地区（施行済地区を含む。）内にある農地（当該地区面積が70ha以上で都市的環境が整備されておらず、かつ近く整備される見込みのない区域内の農地を除く。）</p>
<p>(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの</p>	<p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（以下単に「土地区画整理事業」という。）又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る区域</p> <p>第一条の十四 法第四条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域内にある農地とする。</p> <p>一 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて前条第一号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの</p> <p>二 宅地化の状況からみて前条</p>	<p>第一条の十四 法第四条第二項第一号ロ(2)の政令で定めるものは、次に掲げる区域とする。</p> <p>第五条の十四 令第一条の十四第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>一 相当数の街区を形成している区域</p> <p>二 第五条の十二第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲おおむね五百メートル（当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあつては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域</p> <p>第五条の十五 令第一条の十四第二号の農林水産省令</p>	<p>(第1章 総則) 第4 農地の区分</p> <p>3 第2種農地</p> <p>(1) 街路（土地改良事業、開拓事業によつて築造されたものを除く。）が普遍的に配置されている地域内の農地。</p> <p>(2) 鉄道、軌道の乗降場、貨客船発着所又は市町村役場、区役所及びそれらの支所等の公共施設から近距離にある地域内の農地。 ただしこの場合において、その地域の総面積に占める市街地の面積が40%を超えるときは、その割合が40%になるまで1kmを限度として近距離とみなすことができる。</p> <p>(3) 市街地の近傍において孤立している小団地</p>

	第二号に掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として農林水産省令で定めるもの	で定める区域は、宅地化の状況が第五条の十三第一号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね二十ヘクタール未満であるものとする。
二 (略)		
三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合		<p>第五条の十六 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第一項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。</p> <p>二 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかつたこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。</p> <p>二の二 申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。第七条の五第二号の二において同じ。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行つていないこと。</p> <p>三 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。</p> <p>四 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。</p>
四 (略)		
五 (略)		五 (略)

の農地。

<p>(第2章 許可方針・第2節 一般的基準)</p> <p>第1 申請目的実現の可能性</p>	
1	申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供するものと認められること。
2	申請目的の実現について法令等による許認可等を要する場合は、当該許可等の見込みがあること。
4	申請された農地と併せて使用する土地がある場合においてその土地を当該申請目的に利用し得る見込みがあること。
<p>第2 計画面積</p> <p>1 申請面積がその申請目的実現のため必要な最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを斟酌して決められたものであること）。</p> <p>2 大規模の施設の建設等で、当該建設事業の計画が長期にわたるものについては、期別計画に従って必要な面積について申請されたものであること。ただし、当該事業の計画の一体性の見地から、これを分割することが著しく困難なものについてはこの限りでない。</p>	

【各行政分野の事務事業調査の結果（H19.3 地方六団体地方分権改革推進本部）】

区分		農地行政
国 ・ 地 方 の 役 割 分 担	国	<ul style="list-style-type: none"> 4 ha を超える農地転用の許可（地方農政局の許可）。 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の協議。
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 4 ha 以下の農地転用の許可。 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の国との協議。
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 4 ha 以下の農地転用許可申請に対する農業委員会の審査及び意見書の送付。
	現行の役割分担の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 農地転用の許可の基準は、従来、法令上規定されておらず、通達で定める基準に基づき運用されていたが、行政事務の基準の明確化を図るため、平成10年の農地法改正により許可の基準が法令において定められた。 このことにより、国又は都道府県が行う判断に差異はないとされるが、面積別に許可権者が異なるため、農業以外の土地利用計画との調整や事務処理の迅速化等を阻害している。
担	役割分担のあるべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 国は基本食糧の確保等に配慮した総合的な優良農地確保の方向性を示し、県はその方向に従った土地利用調整を独自に行うことが望ましい。 したがって、農業以外の土地利用計画との調整の迅速化や地域の実情に応じた振興施策を効果的に実施するため、国の地方支分部局である地方農政局が行っている 4 ha を超える農地転用の許可権限を県に移譲すべきである。
国から都道府県などに移譲すべき役割		<ol style="list-style-type: none"> 地方農政局が有する 4 ha を超える農地転用の許可権限について、県に権限移譲すべき。 現行制度において、2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議を廃止すべき。
国の義務付け	現状	
	廃止・縮小すべきか否か？	
国の関与	現状	<ul style="list-style-type: none"> 2 ha を超え 4 ha 以下の都道府県知事が農地転用の許可をしようとする場合の農林水産大臣との協議
	廃止・縮小すべきか否か？	<ul style="list-style-type: none"> 廃止すべき。
二重行政	国と地方の二重行政の内容	
	廃止すべき国の事務事業	
財源措置	財源措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税単位費用で標準的な人件費、事務経費を計上。
	変更すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 国が行う農地転用の許可の調整に要する経費について、地方へ財源移譲する。
あるべき姿に基づく権限移譲、国の関与の廃止等による住民の具体的なメリット		<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保に向けた県の基本的施策方針に従い、有効な土地利用が迅速に図られることから、農業・農村活性化と調和の取れた住民生活の向上が図られる。

「中間的な取りまとめ」(抜粋) (H19.11.16)

地方分権改革推進委員会

<重点事項>

⑦ 農業

[農地転用許可制度]

農地については、優良農地の確保と計画的土地利用の推進をはかるため、農地転用許可制度がとられ、周辺農地の営農の支障となる転用や具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととされている。現在、4haを超える農地転用の許可については国が、4ha以下の農地転用の許可については都道府県が行っているが、そのうち2ha超4ha以下の農地転用については、平成10年の改正以降「当分の間」の措置として、農林水産大臣と協議しなければならないこととされている。

しかしながら、個別の農地転用許可に国がかかわることに対しては、関係者の事務負担増や手続の長期化の問題がある等の地方からの指摘がある。

農地転用許可については、都道府県が国の法令等の基準にもとづいた判断を行うことが可能であり、国が個別の転用の判断にかかわる必要はない。現に農地転用許可のほとんどは都道府県が行っており(平成17年の許可件数全体92,986件のうち、国の許可件数は51件、国への協議案件は133件)、また、平成17年の国への協議件数133件のうち国と地方の判断が異なったとの回答があったのは1件にすぎない。

したがって、4ha超の農地転用の許可権限については都道府県に移譲し、2ha超4ha以下の農地転用許可については農林水産大臣との協議は廃止すべきである。また、都道府県の農地転用の許可権限についても、市町村への移譲を検討すべきである。

なお、公共施設の設置を目的とする農地転用について、現在は転用許可が不要となっているが、優良農地の確保のためにこれを許可対象とする見直しの動きがある。虫食い開発の防止等は必要であるが、見直しにあたっては、上記の考え方に沿って、個別の許可には国がかかわらない形で行うべきである。

<地方分権改革推進委員会委員名簿>

委員長	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
委員	井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	猪瀬 直樹	作家・東京都副知事
	小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	露木 順一	神奈川県開成町長
	横尾 俊彦	佐賀県多久市長

(敬称略)

国の関与について

■地方自治法第245条の3（関与の基本原則）

- 4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第245条第1号二〔同意〕に規定する行為を要することのないようにしなければならない。

■『地方分権推進計画』の同意の考え方

- (7) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について、国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければ、これらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。
- a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合
 - b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を基に関係地方公共団体が計画を作成する場合
- (1) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の法定受託事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議する場合においては、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を義務づけることができる。

国土利用の規制権限等の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																		
イメージ図	<p>【農地転用の許可】 <農地法 § 4、 § 5、 附則②></p> <table border="1" data-bbox="389 344 1279 523"> <thead> <tr> <th rowspan="2">転用許可の対象</th> <th colspan="2">許可権者</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)</td> <td>△ (事前協議)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	転用許可の対象	許可権者		国	道	4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	○	—	2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)	△ (事前協議)	○	2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	—	○	<p>【農地転用の許可】</p> <table border="1" data-bbox="1386 349 2018 531"> <thead> <tr> <th>転用許可の対象</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての農地転用</td> <td>道</td> </tr> </tbody> </table>	転用許可の対象	許可権者	すべての農地転用	道
転用許可の対象	許可権者																			
	国	道																		
4 h a 超の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	○	—																		
2 h a 超 4 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①、 附則②)	△ (事前協議)	○																		
2 h a 以下の農地転用 (§ 4 ①、 § 5 ①)	—	○																		
転用許可の対象	許可権者																			
すべての農地転用	道																			
法令制度	<p>○農地転用の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 h a を超える農地の場合には、国の許可となっている (法 § 4 ①、 § 5 ①)。 ・ 2 h a を超え 4 h a 以下の農地の場合には、道の許可であるが、当分の間国に協議しなければならない (法 § 4 ①、 § 5 ①、 附則②)。 	<p>【特区提案】</p> <p>○農地転用の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 h a を超える農地転用の許可権限について、道が行うこととし、2 h a を超え 4 h a 以下の農地転用の場合の国への事前協議を廃止し、北海道においては、すべての農地転用について、道の許可権限とするよう改正する (法 4 ①、 § 5 ①、 附則②)。 																		

国土利用の規制権限等の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																																																														
イメージ図	<p>【民有保安林の指定・解除等】 <森林法 § 25、§ 25-2、§ 26、§ 26-2、§ 33-2、§ 41、§ 43 > <同法施行令 § 3-3 ></p> <table border="1" data-bbox="398 363 1285 895"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">保安林等権限区分</th> <th colspan="2">許可権者</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">民有保安林</td> <td rowspan="3">1～3号</td> <td>重要流域</td> <td>指定 (§ 25 ①)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>解除 (§ 26 ①・②)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重要流域以外</td> <td>指定 (§ 25-2 ①)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>解除 (§ 26-2 ①・②)</td> <td>協議・同意</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号以下</td> <td>指定 (§ 25-2 ②)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>解除 (§ 26-2 ①・②)</td> <td>協議・同意</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">林野庁所管外の国有保安林 (*)</td> <td>指定 (§ 25 ①)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>解除 (§ 26 ①・②)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定施業要件変更 (§ 33-2)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安施設地区</td> <td>指定 (§ 41)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>解除 (§ 43)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(用語) 指定施業要件 保安林としての働きを果たすために必要最小限守らなければならない森林の取り扱い方法(伐採の方法・限度等) 保安施設地区 農水大臣が保安林の指定目的を達成するための事業(治山事業等)を行う必要があると認めた場合に、当該事業を行うために指定する地区</p> <p>* 林野庁所管外の国有林(他省庁所管)に係る保安林の指定・解除等の手続きは、民有林と同じ取り扱いである。</p>	保安林等権限区分			許可権者		国	道	民有保安林	1～3号	重要流域	指定 (§ 25 ①)	○	—		解除 (§ 26 ①・②)	○	—		指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—	重要流域以外	指定 (§ 25-2 ①)	—	○	解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○	指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○	4号以下	指定 (§ 25-2 ②)	—	○	解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○	指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○	林野庁所管外の国有保安林 (*)	指定 (§ 25 ①)	○	—	解除 (§ 26 ①・②)	○	—	指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—	保安施設地区	指定 (§ 41)	○	—	解除 (§ 43)	○	—	<p>【民有保安林の指定・解除等】</p> <table border="1" data-bbox="1397 368 2024 608"> <thead> <tr> <th>民有保安林の指定・解除等</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての権限</td> <td>道</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 林野庁所管外の国有保安林に係る権限を含む。</p>	民有保安林の指定・解除等	許可権者	全ての権限	道
保安林等権限区分					許可権者																																																											
			国	道																																																												
民有保安林	1～3号	重要流域	指定 (§ 25 ①)	○	—																																																											
			解除 (§ 26 ①・②)	○	—																																																											
			指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—																																																											
	重要流域以外	指定 (§ 25-2 ①)	—	○																																																												
		解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○																																																												
		指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○																																																												
4号以下	指定 (§ 25-2 ②)	—	○																																																													
	解除 (§ 26-2 ①・②)	協議・同意	○																																																													
	指定施業要件変更 (§ 33-2)	—	○																																																													
林野庁所管外の国有保安林 (*)	指定 (§ 25 ①)	○	—																																																													
	解除 (§ 26 ①・②)	○	—																																																													
	指定施業要件変更 (§ 33-2)	○	—																																																													
保安施設地区	指定 (§ 41)	○	—																																																													
	解除 (§ 43)	○	—																																																													
民有保安林の指定・解除等	許可権者																																																															
全ての権限	道																																																															
法令制度	<p>○民有保安林の権限等</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要流域の1～3号保安林の指定・解除の権限は国にある。(§ 25, § 26) また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。(§ 33-2) 解除に係る国の協議・同意を必要な場合がある。(§ 26-2, 施行令 § 3-3) 林野庁所管外国有林に係る保安林の指定・解除の権限は国にある。(§ 25) また、当該保安林の指定施業要件の変更権限は国にある。(§ 33-2) 保安施設地区の指定・解除の権限は国にある。(§ 41, § 43) 	<p>【特区提案】民有保安林に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要流域の1～3号保安林の指定・解除、指定施業要件変更権限の移譲 解除に係る国の協議・同意の廃止 林野庁所管外の国有保安林に係る権限の移譲 保安施設地区の指定・解除権限の移譲 																																																														

○ 農地法（昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号）（抄）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～六（略）

2～4（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～四（略）

2～3（略）

附 則

1（略）

（農林水産大臣に対する協議）

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

三（略）

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

二 土砂の流出の防備

三 土砂の崩壊の防備

四 飛砂の防備

五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4（略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 (略)

(解除)

第二十六条 農林水産大臣は、保安林(民有林にあつては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、重要流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

(指定施業要件の変更)

第三十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、保安林について、当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至ったとき、又は当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないと認められるに至ったときは、当該指定施業要件を変更することができる。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

(解除)

第四十三条 農林水産大臣は、国又は都道府県が保安施設事業を廃止したときは、遅滞なく保安施設地区の指定を解除しなければならない。

○ 森林法施行令(昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号)(抄)

(農林水産大臣の同意を要する保安林の指定の解除の規模)

第三条の三 法第二十六条の二第四項第一号の政令で定める規模は、同条第一項の規定により解除をしようとする場合にあつては一ヘクタールとし、同条第二項の規定により解除をしようとする場合にあつては五ヘクタールとする。

